

未公開株・社債の勧誘に関する注意喚起について

近時、未公開株や社債の勧誘を巡る消費者トラブルが増加しています。

未公開株や社債の勧誘を巡っては、特に高齢者の方を中心にトラブルが発生しており、少しでも不審に思う場合には取引を見合わせるなど、くれぐれも慎重に対処するよう注意を喚起します。また、高齢者の方がトラブルに遭われていないかどうか、周囲の方々のご配慮をお願いします。

1. 未公開株・社債の勧誘を巡る消費者トラブルの状況

各地の消費生活センター等に寄せられた未公開株や社債(注)の勧誘を巡る消費者トラブルは、21 年度で2 月末までに5,102 件あり、平成20 年度の3,183 件と比べ、増加しています。また、これらのトラブルのうち、60 歳以上の高齢者の方がトラブルに遭っている事例が、7割を超えています。

勧誘の手口については、未公開株を高値で買い取るという別の名前の業者が電話をかけてくる劇場型といわれる手口や、かつて未公開株を購入したことのある消費者に対し、その被害を回復するなどと言って新たに未公開株を購入させる手口など、巧妙になっています。

不特定多数の方に電話をかけて未公開株や社債の取引を勧誘することは、通常考えにくいものであり、また、金融商品取引法に違反する場合があります。少しでも不審に思う場合には取引を見合わせるなど、くれぐれも慎重に対処することが必要です。

また、消費者庁や金融庁などの公的機関や、紛らわしい名称を用いて、被害の調査を行っていると言って未公開株等を勧誘する事例も見られますが、消費者庁などが、こうした未公開株等の勧誘をすることは決してありませんので、ご注意ください。

2. 消費者庁の対応

消費者庁では、警察庁、金融庁等の関係省庁と「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、未公開株等の取引に係る消費者被害の発生・拡大の防止のための対策を検討しているところですが、この一環として、消費者庁としては、プレスリリース、ホームページを通じた注意喚起を行うほか、高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会に参加する団体をはじめ、関係の消費者団体、福祉関連団体に注意喚起の協力を要請しました(別添 1)。また、各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課を通じ、消費生活センターに対し、一層の注意喚起と、消費者相談に対する適切な対処を要請しました(別添2)。また、国民生活センターでは、ホームページ、メールマガジン(見守り情報)を通じた注意喚起を行います。

また、消費者庁は、警察庁、金融庁に対して取締りの強化を要請しているところであり、引き続き、未公開株等の取引を巡る消費者トラブルの動向を注視し、適切に対処してまいります。

News Release

3. トラブルに遭ってしまったら

未公開株や社債の勧誘を巡っては、特に高齢者の方を中心にトラブルが発生しています。高齢者の方がトラブルに遭われていないかどうか、周囲の方々のご配慮をお願いします。

また、トラブルに遭ってしまった場合には、できるだけ早く、各地の消費生活センターにご相談ください。（消費者ホットライン 0570-064-370）

（参考）これまで、未公開株式等の勧誘をめぐっては、独立行政法人国民生活センターにおいて、昨年9月及び11月に注意喚起を行っていますが、消費者被害の拡大防止のため、3月17日付けで、更なる注意喚起が行われています。

（注）「見知らぬ業者からの「怪しい社債」の勧誘に耳をかさないで！」（2009年11月18日、国民生活センター公表）による金融機関等以外から販売勧誘を受けた社債に関する相談のこと。

<問い合わせ先> 消費者庁政策調整課 山下、岡本、田沢 電話：03-3507-8800 （内線 2199、2202）
--